

新設

## 『空家解体事業補助金』のお知らせ

現在住居として使用しておらず、老朽化により居住に適さない状態になった空き家を所有者が解体する際に、その費用の一部を補助いたします。(令和4年4月1日施行)

補助金額 補助対象経費の **50%** 上限 **50万円**

対象となる建物 (下記のすべてにあてはまるもの)

- ・ 上北山村内にある空き家  
(居住その他の使用がされていないもの)
- ・ 構造または設備が著しく不良となり、居住に適さないもの  
(法律の規定に基づいた「不良住宅」判定により決定されます)

その他、建物や工事内容、対象者等について各種条件や必要書類があり、判定の結果、条件に合わず補助対象外となる場合もあります。

詳しくはお問い合わせ・ご相談ください。

※補助金の申請は、解体工事業者との契約の**前**に手続きが必要です

### 老朽化した空き家を放置すると…

- ・ 風で建物の一部が飛んで近隣の家や人に危害を加える
- ・ 倒壊して道をふさぐ・隣家を壊す
- ・ 火災や犯罪、不法投棄を引き起こす
- ・ 村の美しい景観を損ねる  
など、思いがけない損害や迷惑につながる可能性があります。



この機会に、気になっている家がありましたら**解体**を考えてみませんか。  
まずは下記までご相談ください。

上北山村 企画政策課 空き家活用担当 (真下・久米 : 集落支援員)

TEL 07468-2-0002